

会 議 録

会議の名称	第 2 回（仮称）小牧市中小企業振興基本条例検討委員会				
開催日時	平成 2 7 年 5 月 2 5 日（月） 午前 1 0 時～午後 1 2 時				
開催場所	3 0 2 会議室				
出席者及び欠席者	【委員】 ○出席者 山北晴雄委員（中部大学経営情報学部教授）、金田学委員（愛知県産業労働部）、柴田修司委員（中小企業基盤整備機構）、秦野利基委員（小牧商工会議所）、磯村太郎委員（愛知中小企業家同友会）、村上直之委員（住友理工株式会社）、田中節直委員（小牧市発展会連絡協議会）、清水克友委員（三菱東京UFJ銀行）、神戸徹委員（小牧市地域活性化営業部） ○欠席者 峯岸信哉委員（名古屋経済大学経済学部准教授）、原田和幸委員（東春信用金庫） 【事務局】 松浦課長、浅野係長				
傍聴の可否	☒ 可 ☐ 否	傍聴定員	3	傍聴人数	3
会議次第	1 委員長あいさつ 2 議事 （1）第1回委員会の議事報告について （2）各委員からの意見交換 ①前文・目的・基本理念の素案について ②条例構成・範囲について ③関係機関の役割・範囲について 3 その他				
問合せ先	小牧市役所 地域活性化営業部 商工振興課 商工労政係				
会議内容	別紙 1 参照				

☒全部記録 ☐要点記録

会 議 内 容
第 1 回委員会を欠席された金田委員を紹介させていただくとともに、ごあいさつをいただいた。 1. 委員長あいさつ 皆さんおはようございます。今日は大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 本日は第 2 回目の検討委員会ということでございます。こちら議事の方にありますように、条例の前文目的基本理念につきまして前回皆様方からいただきましたご意見を参考にして、素案を準備しておりますので、さらにご意見をいただいてまとめていきたいと考えております。 それと条文の条例構成、関係機関の役割範囲につきましては、他の県あるいは市の事例を参考にしながら新しい視点、あるいは、見方を加えて頂いて皆様方からご意見を頂戴したいと考えております。 本日限られた時間の中で盛りだくさんの内容となっておりますけど、小牧市が、子供さんあるいは女性の方々さまざまな層の方にとって、夢と希望の持てるまちとなるような中小企業振興条例となるようにしたいと思っておりますので、ご議論のほどお願いします。 2 (1) 第 1 回委員会の議事報告について 第 1 回の委員会の議事について、事務局より説明した。 2 (2) 各委員からの意見交換 ① 前文・目的・基本理念の素案について 前文の素案について、事務局より説明した。 前文の素案について、各委員からの意見交換を行った。 柴田委員 前回の発言の中で発言要旨に書かれていますが、一番下のところに小売業が含まれていることの明確化という発言があるんですけど、これは前回の発言の中で、中小企業って一般に言われたとき、ものづくりのある程度比較的大きな会社のことをイメージされてるような発言がありましたので、もうちょっと小規模の事業所さんについても対象になるんだよというところがあったらいいのかなと、前文の中に「多くの小規模企業をはじめとする中小企業」という書きぶりがありますので、このあたりで十分皆様にご理解いただけるということであればいいんですけど、小牧市さんにおいても、小規模企業の企業数は少なくないと思いますので、そういったところがちゃんと皆さんが意識されればいいんですけど、されなければ、例えば、三重県の方で昨年の 4 月に県の方で条例が作られているんですけど、条文の名称から、中小企業小規模企業

振興条例ということで、はっきりと中小企業小規模企業と、これの背景には、昨年度小規模企業等振興基本法というのが制定されたのを意識されて条例を作られたんでしょうけど、そういった方法もあるのかなと思います。

事務局 先ほど柴田委員が言われましたように、中小企業小規模基本法が制定されたこともありまして、そちらの方は当然中に入れていきたいと考えております。前文の中で中段あたりに「多くの小規模企業をはじめとする中小企業は」という形で言わせていただいております。また、基本理念ですとかその辺にも、そのあたりを意識したお話をさせていただきたいと思っております。

前文になかなか入れにくいようなところにつきましては、実際の条文の中で考えていこうというふうに考えております。こちらの発言要旨にもありました「職業観勤労観の形成」ですとか、「小規模企業が含まれることの明確化」という部分につきましては条文の中でうたっていこうかなと考えております。

清水委員 今、条文案を拝見させていただいて、かなりいろんなことを盛り込んだのかなと思いますが、他の市の条例とかと比べて、少し長いなと印象があって、まあいろいろ盛り込んだから長いのかなと思うんですけど、前文って何か規定あるのですか。特にないのですか。じゃあ多少長くても問題はないのですか。

小規模企業って、そもそも中小企業にインクルードされている形だと思っていたのですが、行政の中で条例の中で中小企業と小規模企業って何か明確な区切りがあるんですか。

事務局 中小企業は業種によって違いがございます。製造業建設業ですと資本金が3億円以下、従業員が300人以下という形になっております。また卸売業で資本金が1億円以下、従業員が100人以下、サービス業小売業で資本金が5000万円以下、従業員が100人以下です。じゃあ小規模企業が何なのかというと、前回の会議の資料に確かお付けさせていただいておったかと。前回の会議の小牧市の産業の状況という資料がお渡しをしてあるかと思います。これの裏面の中に小規模企業の定義があり、従業員が製造業だと20人以下、卸売業、小売業、サービス業だと5人以下です。

清水委員 じゃあ中小企業って書けば小規模企業は含まれているという理解でよろしいですか。

事務局 中小企業に小規模企業は含まれますが、あえて国の方で小規模企業支援法というのが昨年出来まして、従業員で20人以下とか、こういうところをターゲットに事業の継続的な発展という位置づけがされています。ですから、今回の条例案につきましても、こういったところに少し焦点を当てながら特色のある形を作っていきたいなと思っていま

す。

金田委員 さっき聞かれたとおり、小規模企業というのは中小企業の中にインクルードされているのですが、中小企業というのは非常に幅広いんですね。製造業で言うと資本金 3 億円以下は全て中小企業ですから。中小企業というのは、いろいろな統計ありますが、愛知県の企業の 99.7%が中小企業なんですけど、そのうちの 85%が小規模企業なんですよ。ですから、ほとんどが小規模企業で、中小企業と指せば小規模企業のはずだったんですけど、我々も調査して初めてわかったんですけど、いろいろな補助金とか商談会とか出席してる企業ってどういう企業だろうな、中小企業向け施策の名で実際利用してる企業ってどういう企業だろうなって調べると、85%以上ある小規模企業ってあんまり使っていないんですよ。実際使っているのは、まあざっといって小規模企業でない中小企業が半分くらい、場合によって施策によっては 6 割くらい、85%あるはずの小規模企業が、実は 4 割 5 割くらいしか使っていないことがわかってきまして、そうすると我々が中小企業施策だと言っていた施策が、どうも中小企業の中の上の方の人たち大きい方の人たちには使いやすくても、本来の 85%である小規模企業の人たちには、あんまり効果的でなかったのではないかなという反省が最近出てきまして、そういったことから、国が小規模企業基本法を定めたり、支援法を作ったりして、我々の条例にもあえて小規模企業への配慮ってものを入れるようにしたっていう経緯があります。

委員長 ありがとうございます。そうしますと、市として今のお話ですけどどうなのでしょう。小規模企業に特に焦点を当てた施策を展開しているというご計画があるのかどうか、それをここに入れた方がいいのかどうかとなろうかと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

事務局 まず施策の話でございますが、基本的には製造業向けになっておりますが、プログラムの中で補助金を新たに 15 施策作らせていただいております。確かに、製造業向けでございましてなかなかすべての事業所がお使いいただけるというものではございません。ただ、中でも商業だとか、あるいはサービス業の方がお使いいただけるような補助金も作らせて頂いております。ただ、小規模企業さんの課題は幅広いというふうに考えています。実際補助金という形態ではなく、こちらにおみえになります支援団体の方々の細かい支援策にかかってくるかと思いますが、私ども中小企業サポートセンターを入れさせていただいています。その中で、中小企業さんの細かい課題、それに柔軟に対応できるような相談体系、そういったものを身近に作らせていただくことにより、ご対応させていただければと、現時点では考えております。そのサポートセンターにつきましては、業種を問う予定ではございません。

委員長 そうしますと小規模企業あるいは小企業者も含めて中小企業全

体について支援をしていくというのを前文に盛り込んでいくということ
 でよろしいんでしょうかね。

そうしましたら、前文についてその他いかがでしょうか。よろしいで
 すか。そうしましたら、今出ましたご意見等反映しながら前文について
 さらに細かい軸等これから考えてくということになろうと思います。

それでは、前文にはなかなか細かく盛りきれないところを目的あるい
 は基本理念のところ記載してくことになろうかと思しますので、続い
 て、その目的基本理念について事務局さんからご説明いただいて、前文
 と合わせてご議論をしていただきたいと思いますと思うんですが、それでは、目的
 基本理念についてご説明をいただいてよろしいでしょうか。

目的・基本理念の素案について、事務局より説明した。

目的・基本理念の素案について、各委員からの意見交換を行った。

田中委員 目的の方なんですけど、2行目の「中小企業者の主体的努力
 と中小企業団体等の役割を明らかにし」とあるのですが、他の都市の条
 例を見ると中小企業者で一つにしてあるのですが、あえて団体と分け
 た理由はどこにあるのですか。中小企業者の主体的な努力と中小企業団
 体の役割をわざわざ言い方変えている。

事務局 中小企業者というのは、それぞれ企業の方が主体的な努力をし
 ていただくという形の中小企業者であって、中小企業団体等というのは、
 例えば、商工会議所ですとかそういう中小企業に関連する支援するよう
 な団体等という意味で、これは分かれています。

田中委員 中小企業団体というのは分かりにくいような気がするのです
 が。

事務局 中小企業団体ですとか中小企業者というのは、用語の定義をさ
 せていただきますので、そこの中で、中小企業者とは何を指して、中小
 企業団体とは何を指すのかという形で、そこで分けさせていただくと考
 えております。

秦野委員 恐らく商工会議所だけじゃなくて組合とかいろいろある協会
 だとか、企業が単体でできないことをやっていくような団体。

磯村委員 追加というかですね、目的の方が大枠で基本理念の方が細か
 くって考えると、中小企業団体ってけっこう特定できるものであって、
 基本理念の方は具体的に書いていますよね。小牧商工会議所。どちらか
 というと、目的の方は、関係団体とかそんな金融機関とか大企業者とか、
 そんなところも含めた役割っていうのを明らかにしておいて、基本理念
 の方で細かくしていく方がいいような気がするんですけど、いかがでしょ
 うか。

目的の方は大枠で、こうそれぞれ役割が、たぶん、うたうことになる
 と思いますので、こっちのほうでは、団体だけが役割があるわけじゃな

くて、どっちかというところ、もうちょっといろんなところの役割となって、下の方で細かくがいかなって気がしましたけど。

事務局 まず、条文の中で使う言葉というのは、定義をしていかなきゃいけません。今の関係団体という言葉を使うと、関係団体を定義しなきゃいけません。ここで使っている中小企業団体等の役割を、ということで一括りに「等」でさせていただき、先ほどご説明したとおり、中小企業団体の定義は条文の用語の定義の中で定義をさせていただきます。

先ほど下でということ、お話をいただきました基本理念の中で、もう少し細かく定義をさせていただきましたが、その段階で、4番で少し細かく書いてございます。前文でも少し細かく地域の各主体ということで、細かく記載をさせていただきましたが、市・県・中小企業者・小牧会議所、大企業者、金融機関、大学等研究機関、その他中小企業を支援する機関ほぼ全てを網羅させていただいた中での基本理念を、掲げさせていただくと、これが一つの役割を指します。

柴田委員 私まだ読み切れてないですけど、中小企業団体というのは愛知県さんの条例？恐らく、これは県、市町村、中小企業者、中小企業団体のこの団体を言われているのですかね。

事務局 愛知県さんですとこれは、条例の中で用語定義の第2条で定義をされてらっしゃいます。その定義は、中小企業団体の定義として商工会、商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業に関する団体という定義をなされています。私どもも、たぶんこういった定義を用語の定義として、あとで作らせていただきますが、定義ということになっております。

村上委員 小規模企業に関してというところで、前はずっと中小企業者だったのに、ここは小規模企業者の経営資源の確保が困難である小規模企業に関してって特化しているんですけど、何か特化している理由は。

事務局 実はこれは、参考にさせて頂いた三重県さんの基本理念を近い形で入れさせていただいております。やはり基本理念の中で、小規模企業者さんに対する姿勢を表していく必要があると考えております。それは、昨年、先ほどお話ししておりました小規模基本法支援法、そういうものに対する配慮をしていくんだよという姿勢が明確にされてらっしゃいます。小規模基本法の目的が、成長やそういったものの発展以外にも、事業の持続的な発展に向けた支援を行っていく狙いで、小規模基本法は作られておりますので、そこを意識してこういった言い回しにしております。

秦野委員 意識的にこういうふうに盛られるという部分は、形として非常にいいものではないかなという気はします。

委員長 今度、小規模企業に対して、さらに製造業も含めて5人以下で小企業者っていうのも出てきますね、そういった中で、規模の小さいと

ころに対する支援というのを国の方でもかなり強く考えておられるようなので、こういった形で、3番基本理念掲げたのはいいかなと考えておりますが、この辺いかがでしょうか。先ほども小規模企業についてご議論いただきましたけども。

村上委員 基本理念のところていくと、やっぱり全体の具体的なある程度の姿を示すのが基本理念かなと思うんですけど、ここで私の思っていた印象ですと、ここだけ小規模企業の書き方だけがここでカットされているようなイメージがあって、そう見ると、ここで小規模企業の方への支援を充実していきましようというのがあったら、前段で中小企業の方は自らで頑張らなさいよ、小規模企業の方は経営資源なんか具体的な支援をしましようよって、とられないかなってというのがちょっと懸念で、ですので、先ほど前文の中にあったみたいに、小規模企業をはじめとする中小企業というような表現が、本来のあるべきものなのか、本当に小規模企業に特化したことを強調していこうかってところはちょっとどうなのか。

事務局 中小企業の小規模企業以外の中小企業者に対して、この中に当然入れていきたいとは思っております。前文にあるとおりなのですが、その中でも対象は中小企業者なのですが、その中でも経営資源が乏しい、なかなか自ら成長発展に対する努力に向けた経営資源が乏しいという言葉を使いまして、やはり小規模企業者の方も前に出してきた、条文の中に埋もれてしまいますので、そこを支援させていただくのが大事ではないのかなと思ひまして、3番の方へ入れさせていただいています。

村上委員 前段では、小規模企業をはじめとする中小企業全般に対する産業振興、なおかつ、もう少し落とした基本理念の中では、特に重点的な施策として方針として、そういった小規模企業に関して特にやりたいということ、そんな感じですかね。

委員長 ほかいかがでしょうか。先ほどの前文目的基本理念と繋がってきますので、前文も含めて何かご意見等ございましたらありがたいんですが。市の中小企業振興施策の中で、全文目的理念の中で何か漏れているものが無いかということも含めてご確認いただけるとありがたいんですけども。

磯村委員 前回発言させていただいた中で、学校というんですかね、勤労観の育成みたいなところなんですけど、条文の中でやられるという話ではあったんですけど、要は、中小企業の社会の中での中小企業の立ち位置って、もうちょっと正確に認識していくのがこの条例の狙いだとすると、学校教育の中での中小企業の正確な働くことのキャリア教育とか、中小企業の正確な情報提供とか、そういったところというのがやれるといいなというのがあります。例えば、我々が小学校に出向いて行って、働くの楽しいぞって話をしようとしても、学校は学校で分からないとこ

ろがあって、そういうところを行政でサポートしていただいてやりやすくするという、あと、学校側の理解も必要になってくると思うんです。そういうところで、今、大学等研究機関ってなっているのですが、いわゆる小学校中学校、そういうところまで含めて役割に入れて頂くのは難しいのですかね。

事務局 例えば、職業体験とかそういった施策は現時点でも行っておりますので、そういったものは条文に盛り込もうかなと考えておりました。今、お話をいただいたのは4番のところに学校という文字が入らないかなという意味に捉えたのですが、確かにそこまで書いてあったところもあったかとは思いますが、そういうものではないかと。

磯村委員 愛媛県東温市はあります。最終的に狙いが、子供たちが希望を持って働ける未来というところにあるとするなら、社会に出てから教えていくだけでは足りなくて、社会に出る前から働くこと、そういったことを分かっていってもらいたいというのがあっていいなと。それは、小規模企業は特に重要な役割を担っていると思っていて、やっぱり、と一ちゃんか一ちゃんが働く背中を見せるというのは、小規模企業の一番大事な役割だと思うんですね。そういうのがきちんと認識されるというか、そういうのもあるといいなと。

秦野委員 なかなか跡継ぎがつくるのが難しいというのが、多くの中小企業さんの悩みだと思うのですが、黒字で廃業される方が非常に多いので。前文では四段目に、「次代を担う子供たちが将来の夢を描くことが出来」って入れて頂いているので、ここが基本理念とつながっていくと、そのあと発展性っていうんですか、条例がうたう意義だとか意味だとかの理解が、中小企業者のみなさんにもかなり広がるんじゃないかなと期待する意味でもですね、ですから、磯村さんが言われるように、学校という言葉が四段目に入るかどうかでも、条例の意味が凄く深まるのかなという気がします。

委員長 前文のほうで、希望と働く喜びのあるというふうに表現されているので、それを具体的な形で基本理念の方にどう盛り込むかという話なんですけど、その辺、皆様方いかがでしょうか。事務局としては、その辺いかがでしょうか。

事務局 勤労観の育成醸成というかたちで、条文の方に入れていく形では考えておりましたので、条例の理念の中に学校というものを定義すると学校の役割を定義することになりますので、今ご意見を頂きましたので、学校教育課とも少し相談させていただく中で、検討していきたいと考えております。

委員長 そのほか前文目的基本理念いかがでしょうか。それでは、この前文目的基本理念に基づいて、その次のところに移っていききたいと思いますが、条例の構成範囲と言うことでさらに細かい部分に入って

いきます。これにつきまして事務局のほうからご説明頂きたいと思います。お願いします。

② 条例構成・範囲について

条例構成・範囲について、事務局より説明した。

条例構成・範囲について、各委員からの意見交換を行った。

磯村委員 学校。すいませんしつこくて。これって行政なのですか市民なのですか。

委員長 学校という定義を改めてしなければという話がありましたが、これをもした場合には、行政とは別に、学校の果たす役割って追加する可能性があるのですか。

事務局 市という括りで描かれていますので、市の定義の中に入れ込むのか、あるいは、学校というものを学校法に定めると出していくのか、考えなきゃいけないなと思いながら、お答えをさせていただいたんですが、そこも含めて、もし市の中で定義して組んであれば、特出しをするというか、入れ込むことはないかなと。やはり、施策の方が重要になってくると思いますので。この施策は、職業感勤労観の育成ということで入れさせていただきますので。その描き方は、相談をさせていただくということをお願いしたいなと。

委員長 中身に盛り込んでほしい内容といいますか。職業観勤労観の育成のくくりの中でよろしいですかね。

事務局 私が話をした範囲というのは、基本的には公立の小中学校でお話をさせていただきました。なかなか、公立高校の、高校の施策というところまで、踏み込んでというのは難しい。高校まで含めて役割定義していこうとすると、こちらの運営ではありませんし、正直どこまで描けるかなと言うのは難しいところではあるのですが。

小中学校で、勤労観だとか職業観っていうのは育成されてくべきものだと思いますので、そこで施策展開していく方が。

委員長 その点についてはもうちょっと事務局の方でご検討いただくということでしょうか。そのほか責務役割努力この構成の案ですね、それと市の施策の基本事項についても含めましてご意見がありましたらお願いします。

柴田委員 プログラムについて、これの一番最後のところ仮称になっていて、小牧市中小企業サポートセンターというものを作られるということで、非常にいいなと思っているのですが、このサポートセンターの育成というのは、どこかに書くのですか。

事務局 この条文の中に具体的にセンターをとというイメージは、それで描くということはないのかなと思いますが、経営の安定ですとか、新事業展開の促進、こういうところを担うべき具体的な施策としては、それ

になろうかなと思います。先ほどお話ししました小規模企業者の方々はいろんな課題がある、補助金でそれを担うのは非常に難しいと思います。とすると、そういった組織を身近な小牧市において支援するというのが、センターの目的にも新事業展開の促進を考えてますから、そういうところにつなげていくのが狙いです。

柴田委員 このセンターで、小牧市さんと商工会議所さんでタッグ組んでという形なので、非常にこの中に出てくるのかなって期待していたのですけども。基本理念の中に。施策の中に、サポートセンターを設置するような。

事務局 今、ありかたで、どういう形で作るのか、設置主体は小牧市なのかあるいは外出しの形になるのか、あるいは、違うところに委託をするのか、いろんなやり方があるんですね。まだ決まってない。

秦野委員 ただ、そのサポートセンターと商工会議所の役割の線を、どこに引くかというのもあるので、そういうところで、ちょっと会議所の中でも喧々諤々。先ほどの小規模企業者のための法律というの、国で新たに作られたのもあって、小規模企業を商工会議所でやるのか、それ以外をサポートセンターでやるのか、役割分担を作っている最中です。

やっぱりセンターを作られたところでは、センターと商工会議所が非常に仲が悪い形で進んでいるところもあるので、そういったところも、ちゃんと連携が取れないと意味がないんじゃないかなと。

金田委員 その議論が一番大事ですよ。

委員長 現在は検討中ということで、いずれにせよサポートセンターが出来れば、懸案事項を実現するために重要な役割になっていくことになるでしょうけど、現段階では、ここに放り込むのはということですね。そのほかいかがでしょうか。

非常に関わりある事なんですけど、こういった条文の構成範囲を具体的に担っていく、それぞれの関係者の役割とか範囲について、続いて、入っていてもよろしいでしょうか。そうしましたら議事の(2)③の関係機関の役割範囲ですね、市の責務あるいは中小企業者の責務等、これについて事務局の方よりご説明をいただきたいと思います。

③ 関係機関の役割・範囲について

関係機関の役割・範囲について、事務局より説明した。

関係機関の役割・範囲について、各委員からの意見交換を行った。

市の責務

事務局 市の責務としては、中小企業の振興に関する施策を策定し実施するというようなかたちかと思います。

磯村委員 もちろん施策を策定し実施していただくのは一番大事なのですが、それにあたって、中小企業の実態を把握あるいは理解していた

だく、この前提がないと、それこそ一方通行な施策になりがちなので、理解とか把握が大前提として必要だと感じます。

もうひとつ、ある意味いろんな関係団体をいちばん一緒にテーブルに乗っけるプラットフォームみたいな役割があると思いますんで、そういう役割を、市が持っているんだよってというのは、うたっておいていただきたいなと思います。

委員長 今、実態の把握、中小企業の実態の把握理解あるいはプラットフォームとしての役割位置づけというご意見いただきましたけども、これについて市の方がいかがでしょうか。実態調査等過去やっておられるでしょうけど、それについてご意見ありましたら。

事務局 市も当然、新たな施策を行おうとする場合、中小企業者の実態の把握とかしていかないと、それに対する施策は作れないと思いますので、それについては、当然やるべきかなというふうには思っております。

当然、市として中小企業の実態あるいは施策展開というのは、ある意味必要なことだと思うんですが、その実態把握を行っていくにあたっては、商工会議所さんが法律に定められた機関でございますので、その役割と、私どもの役割をはっきりさせた中で、施策展開あるいは、実態調査を行っていく必要があるかなと考えております。同じことを二か所でやる必要はございませんので、しっかり役割を位置付けて、その中で行っていくのが大事なかと。

委員長 そのほか市の責務についていかがでしょうか。では、また新たに出てきたところでご議論いただくとして、次に中小企業者の責務ということでご説明をいただければと思います。

中小企業者の責務

事務局 中小企業者の責務としては、自らの創意工夫と主体的な努力によって経営基盤の強化及び経営の革新に努めるというものを考えております。

金田委員 これは意見ではないのですが、愛知県のとときにこんな議論があったということを含めて、こういう考え方はいかがですかという提案なんですけど、私どもが中小企業者の責務、我々責務とは呼んでないですけどね、愛知県の法規担当が非常に細かくて、責務というのが法律上の根拠が無きゃ言っちゃだめだと言われまして、実は責務という言葉全部使えなかったんですよ。県には使えたんですけど。中小企業者もみんな取組とかになっちゃって、責務とか役割とかいう言葉一切使えなかったんです。それは、それぞれ法規のやり方なんですけど。

私どもは、やっぱり中小企業者さんに期待することで、かつ、中小企業者さんの元気に繋がることを書きたいなということで、三つのこと書いて、一つは、ここに書いてあることですね、経営とかそういうこと、自らの創意工夫で努力でやってくださいね。あと、従業員の人の幸せで

すね、従業員のワークライフバランスということについても、中小企業者さんも従業員と共にあるのが、中小企業の特徴だと思ってますんで、そういうことをやっていただきたいこと。三つ目は、地域貢献ですね、前文にもありますけど、地域のコミュニティを支えてくれた中小企業さんたち、今も地域の安全だとか伝統芸能の伝承ですとか、見守り保全、そういうことに中小企業者さんたちは、ごく当たり前にご協力いただいています。

そういうことを確認するとともに、さらに伸ばしていったって、地域にとってなくてはならない企業になっていただくことが一番大事なことだと思っていますので、そういった地域貢献、その三つを入れていきたいなということを入れてまして、作った過程でいろんな用語が使えなくて、地域貢献という言葉は、法律用語にないからダメだとか言われて、他の言葉に変えたり、いろいろやって、ニュアンスが誤った部分があるんですけど、その三点、我々中小企業さんとの対話でも出てきましたし、そういうことは、中小企業者さんが、その地域で長く仕事をしていくうえで、一番必要なことであるとともに、それが一番大企業にない強み、私いろんなところで言っているのが、どれだけ生産拠点が海外に行ったとしても、中小企業にしかできない中小企業だからこそできることだと思ってますんで、そういった観点を入れて頂いたらどうだろうなと提案だけさせていただきます。

事務局 今、お話しいただいた観点、本当にそのとおりかなと思います。前文の中においても、その旨を記載をさせていただけたらなと思います。確かに従業員ですね、これが働く喜びに繋がっていくべきかなと考えますし、こういったところに繋がっていきける形で描きたいなと思っておりま。ただ一つ、今、参考にさせて頂いた話、責務という言葉は、これ法規担当と全然協議してないものですから、本当に描けるかどうかというのは確認出来ておりませんので、調整を図って描いていきたいなというふうには思います。

磯村委員 おっしゃるとおりだなと。やらなければいけないと思うし、働く人の従業員の幸せってというのは、もちろん70%が中小企業で働いているところで、我々自身が従業員の幸せを追及していくというのは、ひいては、市民の幸せにも繋がることになると思うし、地域の中で貢献していくということに関しても、我々のやるべきことだと思う。それをやってくることが、ひいては企業の存続に繋がっていくんだと改めて思いました。

委員長 そのほかいかがでしょうか。そうしましたら、中小企業の個別の中小企業の責務に加えて中小企業団体の努力ということで、ここでは記されてますけども、団体の努力に付きまして、事務局の方からご説明をいただけますか。

中小企業団体の努力

事務局 中小企業団体の努力としては、中小企業の経営の改善及び向上に積極的に取り組むということを記載しようかなと考えております。

柴田委員 他の事例を見ると、市が実施する振興施策に協力することが盛り込まれているようなんですが、今回の案の方では盛り込まれてない。そういったところを入れてもいいんじゃないかと思いますが。

委員長 市の実施する振興施策への協力というところですね。これはいかがでしょうか。この中に含まれてないんじゃないかということですよ。事務局いかがでしょうか。

事務局 やはり、市が実施する中小企業振興施策には協力していただきたいと思います。

磯村委員 細かい話になってしまいますけど、さっきの実態調査みたいなところで、団体というのは塊で入れる理由はあるのかなという気がするんですよ。個別のものだとなかなか市の手が届かないとか、団体としている理由というのは、中小企業全体のおおまかな実態とか要望とか、もともと役割なのかもしれないですけど、きちんと市とタッグを組んで情報提供出来たり、あるいは、市からの情報をきちんと個別の事業者に向けていくという役割があるのかなと。あんまり気にしてなかったんですけど、これまで、そうなのかなって、今、改めて感じました。

秦野委員 実際にようやく、市と商工会議所の懇談会みたいなのが小牧市では始まってまだ浅い。内容がまだ形式的なのかなって部分があるので、今言われた部分って非常に大切なのかな。やっぱり施策の効果みたいなものが本当にあったのかどうか、改善、やっぱり話し合うような関係じゃないと本当はいけないのかなという気がするんですよ。だから、市の施策もそうだし、それはその事業者の実態と照らし合わせて、より良いものにしていくということを、市も商工会議所も共同作業でやらなきゃいけない気がします。それがひいては、地域社会に貢献することになりますから、他の市ですとか、八尾の例でも地域社会に貢献するって書いてある。

会議所に限るわけでもないですけど、市と連携して中小企業振興を通じて地域社会に貢献していくとかそんな形の文言にしていく。

事務局 こちらの条文の中で、それぞれの役割を明確にしていきたいと思いますということだと思いますので、私も一番頭のところで協働してと入れさせて頂いた。これが一番たぶん言っている各施策においても、基本的には、中小企業、市もその他の団体も協働でという理念のもとで。そこにまた協働していきますという描き方が可能かどうかというの難しいというのが正直思っております。逆にぶれてしまう可能性がありますので。

委員長 他市の例ではそうですね、いろいろ理解と協力を得ながら連携

と言葉も出ていますが、小牧市では、個々の機関の役割を鮮明に出すということですね、その前段で協働については、出ているので、ということだと思いますが、具体的に実施する段階ですね、実際にどうやって協働するのかというのは、また別の議論になってくるかと思いますが、その辺が一番難しいと思いますけど、ここでは、それぞれの関係機関が、どういった役割を持っているのか、そこを明確にしていくと。

田中委員 今の役割を明確化していくなかで、中小企業団体というのは、市と事業者の中間パイプ役的立場になっていくと思うんです。先ほどから磯村さんがおっしゃられているような実態調査の把握、それも検討して市に提供、持ち上げるような、そういう責務を明確化して入れて頂くといいんじゃないかなと思います。

委員長 これについても、確かに役割分担という話の実態調査でも出ていますが、これについては、市としてはどうでしょうか。団体の役割としてそこを位置付けておいたほうがいいのかどうか。

事務局 確かに目的があつての実態把握だと思いますので、これはこちらでは難しいと思います。ただ今おっしゃられた意図は、十分に役割といますか、位置づけであろうとは理解していますので、描き方を少し検討する必要はあるかなと思いますけど。

委員長 そういったものを勘案したうえで、団体としての役割として描いていけるかということは、ご検討いただきたいと思います。そうしましたら、続いて、大企業者に移っていきたいと思いますが、大企業者お願いします。

大企業者

事務局 中小企業者が自らの事業活動及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業との連携に努めるというようなことを記載することを考えております。

村上委員 中小企業との連携に努めるということで、もちろん直接連携もありますし、市が実施する中小企業振興への協力を通じて、そういった連携を深めるのもいいんじゃないかと思います。

委員長 はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。金融機関のご説明もいいですか。

金融機関

事務局 中小企業者の事業活動に優良な情報を提供ですとか、経営努力の支援に努めるというのを打ち出していきたいなと思っております。

清水委員 金融機関側から言いますと、書いてあることはそのとおり何の異論もないんですけど、クレジットがかなり銀行が融資するという立場からすると、信用力の判断ってそれぞれありますので、その部分を法規的に目をつぶれってのが金融円滑化法で、もう終わったんで、うちの銀行としては、金融円滑化法の内容は続いているんですけど、一部金融

機関さんについては、円滑化法は終わったんで資金を回収する動きが出ている、そこはまあ、ばらつきがあるのかなと感じてます。ただ全体としては、まさに優良な情報を提供して支援の努力に努めますというところは異論ありません。

磯村委員 前提は、やっぱり企業が自主的な努力で事業を継続発展させていくというのは大前提で、当たり前の話として、バックアップとして金融機関さんの支援というのは、我々本当に必要で、そこをもうちょっと例えば、ちょっとリスクのある新しい仕事をやろうとか、そういうときに事業性っていうのを勘案していただけるような精神があると、大変うれしいなと。個別の話じゃないんですけど、仕事をいっぱい作らなきゃいかんと思うんですよ日本の中に。そのときに、安全な仕事ばかりやってくと、産業シュリンクしていくと思うんですよ。ただでさえ、今、現状シュリンクしているので、それをもっと活力あるものにしていくには、ある程度事業の評価を変える必要があるんじゃないかなって正直思います。

清水委員 これはでも、おっしゃるとおりで、我々もビジネスモデルがどんどん変わっていく中で、事業の将来性を良く見て融資を決めましょうって話になっているんですけど、大変申し訳ないですけど、銀行員そこまで頭がないので、判断できかねる話もかなりあるんですね。そこを民間の金融機関単独でリスクを取りきれるかというのと、我々の銀行はまだ、そこそこ体力あるので取れる時もあるんですけど、地元の地銀さんですとか信用金庫さんだと、やはりビジネスのリスクが取りきれないときに、行政とのよく使わせていただくのは、例えば愛知県の信用保証協会だとかっていうのがあって、そのリスクを、行政と民間金融機関で分かち合いながら支援していくってことが、一番妥当なんじゃないかなと思います。

委員長 その辺のところを役割の中にぜひ盛り込んでいただければと思います。では、大学等の研究機関ということでお願いします。

大学等研究機関

事務局 人材育成及び研究成果の提供を通じまして、市が実施する中小企業振興施策に協力をするということになっております。

委員長 大学についても、技術系ではいろいろ共同研究とかありますけど、私どもの社会関係は、なかなか接点を持てない部分もあるので、その辺は、今後考えていかなきゃいけないと思っていますが、実際に、中小企業施策って何なのって、全く知らないと思います。私はもともと会計学教えていますので、会計学の教員に聞いても、全く知識持っていないので、その辺のところ、私は今後普及する役割を持っているなと感じながら進めていきたいと思っています。

大学の教員で一番良くないのは、自分たちが実務を知らないよってと

こで、最初から逃げてしまうところがありますので、今のものづくりの補助金なんか、事業計画の立て方なんて、ものすごく我々にとっては勉強になりますし、実際具体的に数字を入れて計画を立てているわけで、それを最初からやらないで、自分たちは別の場所に出るってところがあるので、それは変えなきゃって、思っています。それと、専門が分化していますので、私はマーケティングは知っているけれど、経営は知らないとか、そういうのを取っ払ってかなきゃいかんと思っています。できるだけ研究の成果を施策に反映したいと思っています。

それでは最後になりますが、小規模企業者、これまでいろんな意見出ていますので、小規模企業について最後にご説明頂けるかと思います。

小規模企業者

事務局 基本理念にも書いていますが、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者に配慮する必要がある旨を考えています。

清水委員 配慮って具体的には何をする、何を念頭に配慮するのですか。

磯村委員 僕の理解なんですけど、実際のところ、うちは小規模企業じゃなくて、ただ6人からスタートしているんです。昔のことをいうとですね、やっぱり施策って、あるのは分かっているけど、紙の書き方が分からなかったり、書いている暇がなくて、書いていちかばちか通るかってやっているより、お客さん1件探す方が早い。その方がすぐやらなければならないことだったり、明日の資金の手当てをしなきゃいけなかったり、結構難しいんですよ。人間がいない。全部自分がやるってなってくるので。

小規模企業の企業者っていうのは、営業から製造から販売から総務的なことまで、全部やるってことになってくると、やっぱり、これは施策は後回しになってくるんです。それより、目の前にある仕事をやり、こなさなければいかん、結局、めんどくさくて使わないってことになるんです。それをやっぱり、使える形にしていく、例えば、配慮ってのはアドバイスがあったり、そこの指導に行ったりとか、そんなようなことが、配慮ってことの具体的な形じゃないかなって、僕は思ってます。

それは、個別で出来ないよってのは、そうかもしれないですけど、そういうことを細かくやってかないと、実際使われないと感じてます。

金田委員 ひとつの例ですけど、県も24年に条例を制定してから、小規模企業への配慮の条文入れて3年経つもんですから、実際何をやったのって良く聞かれるんですけど、なかなか中小企業施策の中で、小規模企業だけ特出ししてって、実際やれないんですよ。

今、磯村さんがおっしゃったみたいに、まず書類書けないですよ。それから、補助金競争が多いですから、同じ条件で競うと、上手に文書が書けるところとか専用の事務員がいるところが取って行ってしまうので、愛知県が具体的にやったのは、中小企業応援ファンドって県の事業

があるんですけど、今回の募集から小規模企業枠っていうのを作って、限度額を下げるとともに申請の方法を変えようと。例えば、書類を簡素化するとか、アドバイス細かくするとか。ひとつは書類なんか書きにくいってことと、例えば、限度額 300 万円っていうと、600 万円の事業やらないと 300 万円取れないとか、下限が 100 万円以上じゃないと取れないとか、絶対 100 万円は自己資金用意するのが大変だとか、それだったら枠も変えて、50 万円の補助金も作ってみようかということになっています。それから専門家派遣も早い者勝ちになっちゃいますから、中小企業の中でも大きめのところだと、年間計画が決まっていて、これだけの施策を使おうよってやっているんですけど、小規模企業の方は、ちょっと税理士弁護士さんに相談したいなって、そのときそのとき出てきますから、小規模企業さんの枠を別枠で取っておいて、大きい企業さんに取られないように別枠でやったりとかしました。それから、小規模企業さんで特に需要がある営業ツールとして、使いやすいネット販売だとか、IT を使ったような、ごく初歩的な販売ツールの講座を別途設けてみたりとか、そんなようなことを実際やっています。ですから、個別にやれることは小牧市さんがそれぞれ考えることだと思うんですけど、今まで配慮出来ていなかった分、やろうと思えばやれることは、いっぱいあるな、ただ、まだ十分に出来ていないですけど、そんなふうに県は考えています。

委員長 ありがとうございます。大変参考になる事例出ましたけど、そのへんについて事務局さんのほうで何か補足することありましたら配慮についての現段階での市のお考えありましたら。

事務局 先ほどご指摘いただきました点は、まさにそのとおりだなと思います。ただ、小規模企業さんの課題というのは様々でありますので、そこへたどり着こうとする過程をいかに短縮できるかというのが、たぶん配慮なのかなと、それが、今作ろうとしてるサポートセンターであろうと考えておりますので、そういうところを私どもが出来る形でご支援をしたいなということで計画を作りましたので、そういう考えではおります。

秦野委員 4 番・5 番・6 番の大企業者、大学等研究機関、金融機関、本来だったら、もっと非常に中小企業の立ち位置に深いかわりがあるというんですか、元請け下請けの関係とか、そういうことを考えると、文章が非常に冷たいなって感じがするんですよ。私だけがそう感じるのかよく分からないですけど、やっぱり中小企業で働く人たちが、全体の 70% を占めるということを考えれば、今までのような感じの下請けとか大企業とかの関係ではなく、ともに発展していこう、一緒に幸せになろうよ、そんなことが周りを取り巻く 4 番・5 番・6 番の形の責務・役割ではないかという気がするんですよ。非常に文章が冷たいというか、

ただ単に理解に努めればそれで済むと言うか、文章の組み方がそう取られてしまう。実際、中小企業問題というのは、4番・5番・6番に潜んでいるような気がする。表現の仕方をもう少し工夫をされるといいのかなという気がします。

事務局 4番・5番・6番の関係ですが、私ども考え方として、中小企業さんあるいは小規模企業さんが、自立をしていく、自立化に向けた事業に対するご支援というものが、大企業さんあるいは金融機関さんにあるのかなと思いますので、少し入れた形でご提案をさせて頂けたらなというふうには思っております。

どういう役割が大企業さんあるいは金融機関さんにあるのかな、そういう視点がここにはないですけど必要なのかなと思います。

磯村委員 もう少し、要は我々中小企業は、中小企業助けてくれというのでこの条例を作ろうとしているのではないんです。そうではなくて、中小企業がきちんと活力がある社会というのは、おそらく将来的にいい社会になっているのだろうと、そういう思いで、この条例づくりに参加しています。だから、例えば補助金くださいとか、助けてくださいとか、大企業さん勘弁してよとかそういう話ではなくて、中小企業が、きちんとした競争の中できちんとした産業を作っていくこと、いい商品サービスをきちんと作れる状況を作っていくことが、恐らくいい世の中に繋がっていくのだろうなと思っています。その時に、大企業さんは大企業さんの役割があるだろうし、金融機関さんは金融機関さんの役割がある。そのときに中小企業を支援する、支援って言葉が微妙なんですけど、一緒にいいものを作っていく、そういう条例になるといいなというのが一番感じるところです。

秦野委員 経営資源が基本的に足りてないので、そういうところを応援してもらいたい。それをやっぱりチャレンジする中小企業に対して、背中を押してくれる存在であってほしいので、それを上手く表現できればいいなと思います。

委員長 その他いかがでしょうか。そうしましたら、その辺のところをご配慮いただいて、今後、条文のほうに反映していただければと思います。

最後に、その他につきまして事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

3. その他

事務局より、次回の委員会開催予定について説明した。